

スリムな補償内容でリーズナブルな保険料をご希望の方は・・・

エコノミープラン

(日本国内のみ)

(賠償責任保険普通保険約款、賠償責任保険追加条項、生産物特約条項 他)

**Sマーク非対応
プランです。**

【保険の補償を受けられる方（被保険者）の範囲】

- ①貴店（記名被保険者）、②貴店の役員・使用人、③貴店の下請負人、④貴店の下請負人の役員・使用人
 ※②③④は、貴店の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象（被保険者）となります。
 ※使用人にはアルバイトを含みます。

食中毒賠償事故の補償

貴店が製造・販売した飲食物が原因で、お客さまなどの第三者に食中毒などの身体障害を与えてしまい、法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。



- 提供した飲食物が腐敗していたために、お客さまが食中毒になった。
- 販売した飲食物に誤って金属片が混ざってしまい、お客さまが口の中をケガした。

■保険金額（お支払限度額）

食中毒賠償事故	対人事故 1事故・保険期間中 5,000万円 (自己負担額なし)
---------	---

■エコノミープラン年間掛金一覧表

- 直近会計年度の売上高（消費税を含みます。）を基準にご加入ください。
 ○ ご申告の年間売上高が直近会計年度の売上高を下回る場合、保険金をお支払いすることができない場合がありますのでご注意ください。
 (保険期間:1年)

売上区分	年間売上高 ※消費税を含みます。	年間掛金
1	5,000万円以下	2,300円
2	5,000万円超 1億円以下	4,900円
3	1億円超 1.5億円以下	7,400円
4	1.5億円超 2億円以下	10,000円
5	2億円超 2.5億円以下	12,500円
6	2.5億円超 3億円以下	15,100円

※年間売上高3億円超の場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
 ※上記掛金は、年間保険料と制度運営費（500円）の合計です。
 ※制度運営費は本制度募集にあたって発生する費用（パンフレット発送費、電話代など）に使用されます。

■お支払いする保険金

保険金の種類	内容
①損害賠償金	損害賠償請求権（被害者）に支払うべき法律上の損害賠償金をお支払いします。 身体賠償事故の場合・・・治療費、医療費、慰謝料など 被保険者が損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を除きます。また、法律上の賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は、お支払いの対象となりません。
②損害防止費用	被保険者が損害の発生や拡大を防止した際に支出した費用をお支払いします。
③緊急措置費用	損害の発生や拡大の防止の手段を講じたあとに賠償責任がないことが判明した場合であっても、被害者に対する応急手当、緊急処置のために支出した費用をお支払いします。
④権利保全行使費用	被保険者が第三者に損害賠償請求できる場合に、その権利を保全・行使するために支出した費用をお支払いします。
⑤争訟費用	被保険者が事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用をお支払いします。
⑥協力費用	被保険者が損害賠償請求を受け、損保ジャパン日本興亜が必要に応じて被保険者の代わりに解決に向けた対応を行う場合に、被保険者が損保ジャパン日本興亜に協力するために支出した費用をお支払いします。
⑦事故対応特別費用	補償対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを被保険者が知った場合において、被保険者がその対処のために支出した費用（文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など）をお支払いします。 ただし、保険期間中1,000万円を限度とします。
⑧被害者対応費用	対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金または見舞品の購入費用や、対物事故が発生した場合に臨時に必要とした費用をお支払いします。ただし、被害者1名（法人の場合は1法人）につき、対人見舞費用2万円（死亡は10万円）、対物臨時費用2万円、保険期間中1,000万円を限度とします。なお、受託物賠償補償につきましては、お支払いの対象外となります。

※②から⑧の損害については、結果的に被保険者に損害賠償責任がないことが判明した場合でもお支払いの対象となります。
 ※②～⑥までを合算して保険金額が限度となります。
 ※自己負担額（免責金額）は①に適用されます。